

『青木平区運営細則』改定のお知らせ



令和2年（2020年）12月15日

12月13日（日）に開催された役員会において、「出産祝い」規定が承認されました。

『青木平区運営細則』（会員の葬儀）第4条を改定し、第4条を（会員の葬儀・出産祝い）とし、以下のように執行部より改定案が提案され、（細則の変更）第8条の規定に則り、役員会構成員の4分の3以上の賛成をもって承認されました。以上、ご連絡申し上げます。

*役員会構成人員：21名（執行部11名（監事2名含む） 役員（班長）10名）
4分の3以上：16名以上

『青木平区運営細則』の改定内容について

（改定前）

（会員の葬儀）

第4条 会員の葬儀に際して協力する必要がある場合は、会員の所属する班の班長及び班により行う。

2 葬儀に際して、希望者には区民館及びその備品の使用を認める。但し、使用に当たっては、管理者の許可を受け、使用後に使用報告書を提出する。

3 区の香典は、会員世帯について5千円とする。

4 班の取扱いについては、その班において決定する。

（改定後）

（会員の葬儀・**出産祝い**）

第4条 会員の葬儀に際して協力する必要がある場合は、会員の所属する班の班長及び班により行う。

2 葬儀に際して、希望者には区民館及びその備品の使用を認める。但し、使用に当たっては、管理者の許可を受け、使用後に使用報告書を提出する。

3 区の香典は、会員世帯について5千円とする。

4 **会員世帯で赤ちゃんが誕生した場合は、出産祝い金として区から一人につき1万円を贈る。**

なお、出産祝い金の支給条件は次の通りとする。

(1) 青木平区の会員であること。

(2) 生後2年（1歳12ヶ月）以内であること。

(3) 生後2年を超過した場合は対象外とする。

5 班の取扱いについては、その班において決定する。

（改定に至る主たる理由）

- ① 少子高齢化に伴い高齢化が進行している中、青木平区にとって赤ちゃん誕生はとても喜ばしいことであり、区として祝いの気持ちを表したい。
- ② 一般通例として、行政機関をはじめ、多くの企業、組織では「出産」に対して「祝い金制度」を導入している。
- ③ 自治会として若い世代の方々の青木平区への移住・定住を考えれば、今後、必要な制度と考える。

（施行期日）この改定は、令和2年（2020年）12月13日から施行する。

